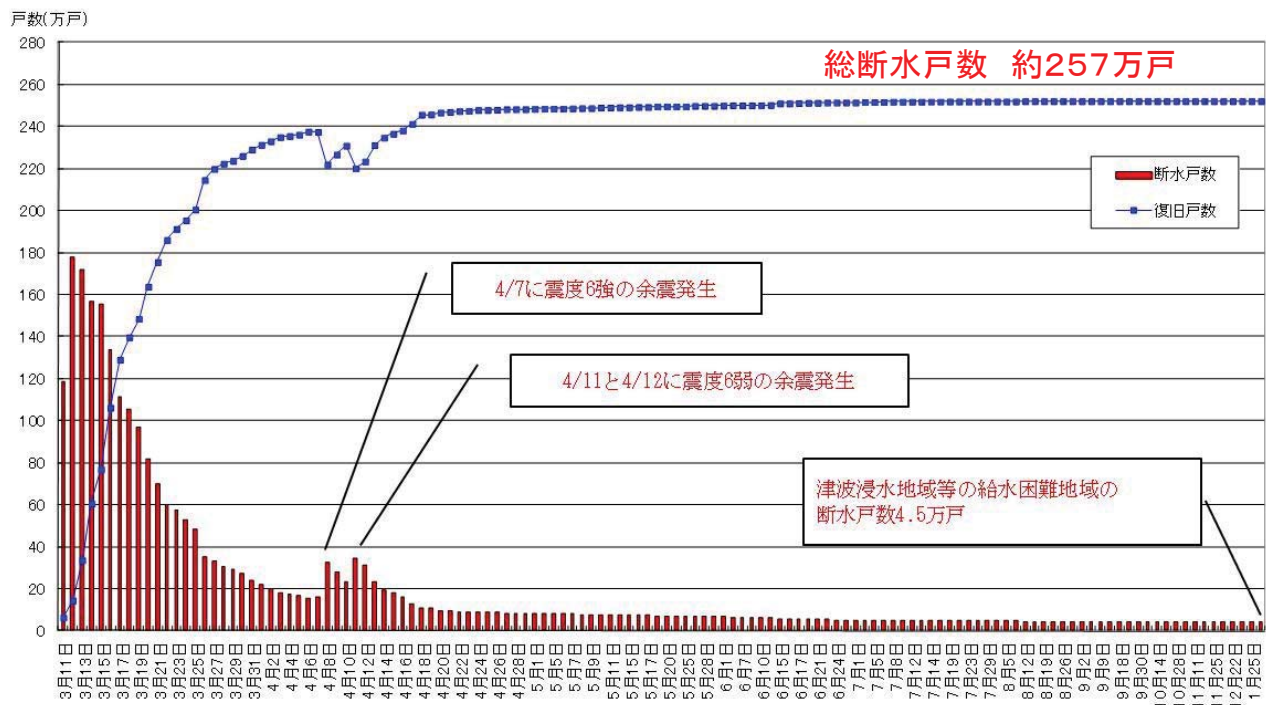


1 水道の被災状況

19都道県264水道事業者で約257万戸が断水



図－1 断水戸数・復旧戸数の推移

水道施設の復旧・復興

■東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H26.2.28現在

年度	申請 事業者数	災害査定 件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
合計	※202事業者	306件	315.5億円	1,024億円

※同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

水道施設の復旧・復興

東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H26.2.28現在

年度	申請 事業者数	災害査定 件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
合計	※202事業者	306件	315.5億円	1,024億円

※同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

特例査定の保留解除状況

H26.2.28現在

	特例査定事業者数		特例査定 調査額	保留解除件数			保留解除済み事業費		
	査定実施	協議開始		H24	H25	計	H24	H25	計
岩手県	19	6	218億円	2	12	14	0.6億円	7.3億円	7.9億円
宮城県	22	16	681億円	12	21	33	13.6億円	27.4億円	41.0億円
福島県	5	2	124億円	—	2	2	—	1.4億円	1.4億円
計	46	24	1,024億円	14	35	49	14.2億円	35.1億円	50.3億円

水道施設の復旧・復興

特例査定の保留解除状況（施設毎）

（金額：億円）

（並順：県庁）

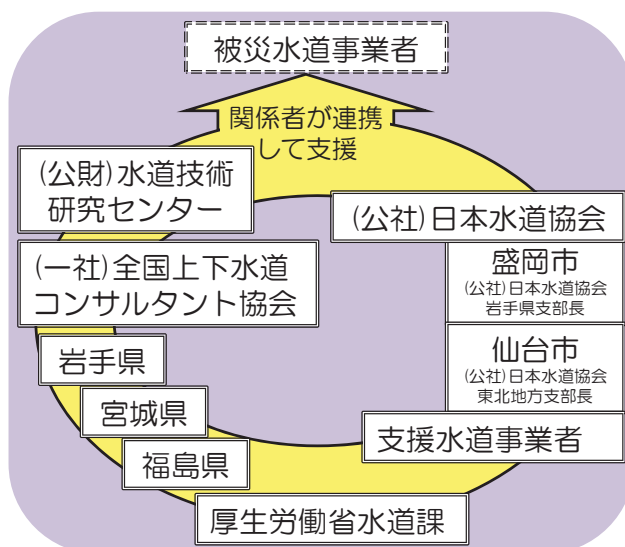
県	保留解除金額															
	貯水施設			計	取水施設			計	導水施設			計	浄水施設			計
	調査額	H24	H25		調査額	H24	H25		調査額	H24	H25		調査額	H24	H25	
岩手県	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	0.0	0.0	0.0	4.6	0.0	0.0	0.0	48.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0	13.1	0.0	0.0	0.0	7.4	0.0	0.0	0.0	48.0	0.0	0.0	0.0

県	保留解除金額															
	送水施設			計	配水施設			計	給水施設			計	調査関係			計
	調査額	H24	H25		調査額	H24	H25		調査額	H24	H25		調査額	H24	H25	
岩手県	6.2	0.0	0.1	0.1	177.3	0.0	5.9	5.9	25.4	0.0	0.1	0.1	4.2	0.6	1.1	1.7
宮城県	31.0	2.4	3.1	5.5	525.1	9.0	19.8	28.9	57.8	0.3	1.6	1.9	3.8	1.9	2.9	4.7
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	116.7	0.0	0.5	0.5	4.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.8	0.8
計	37.2	2.4	3.2	5.6	819.1	9.0	26.3	35.3	87.2	0.3	1.7	2.0	11.8	2.5	4.9	7.3

東日本大震災水道復興支援連絡協議会

○津波により街全体が壊滅的な被害を受け、復旧の目途の立たない地域については、今後、街づくりと整合した水道の復旧・復興方法についての検討を行い、復旧、復興計画を策定していく必要がある

○これら一連の取組みに対する技術的支援等を行う枠組みとして東日本大震災水道復興支援連絡協議会を設置



■連絡協議会の基本的役割

- ・支援を求める被災事業者に対し支援事業者等をマッチング（日水協他）
- ・支援事業者の求めに応じ水道復興計画に対し技術的助言（有識者他）
- ・支援事業者の求めに応じ災害査定国庫補助事務等の情報提供（国、県）

■支援事業者の役割（被災事業者の要望に応じ臨機応変に対応）

- ・街づくりに伴う水道整備計画（構想）等の立案支援
- ・復興までの水道事業実施計画の立案支援（一時的な給水計画等を含む）
- ・災害査定実務の支援（国、県、日水協等との連絡調整等）

復旧・復興支援マッチング

水道復興支援連絡協議会による基本的な支援体制

被災事業者の応援要請に基づき支援事業者をマッチング

被災水道事業者



支援水道事業者

支援事業者は職員派遣による技術協力等で支援

復旧支援状況

平成26年1月10日時点

被災事業者等	支援事業者等
岩手	宮古市 岩手県
	大船渡市 【八戸圏域水道企業団】
	陸前高田市 【大阪市、盛岡市、一関市、名古屋市】
	釜石市 岩手県、【盛岡市、北九州市】
	大槌町 堺市、岩手県、【神戸市】
	山田町 【和歌山市】
	田野畑村 香川県、【紫波町、深谷市】
	県 東京都、埼玉県、【高知市】
宮城	気仙沼市 さいたま市、広島市、千葉県、岡山市、桑名市、松山市、宮城県
	岩沼市 寒河江市、南国市
	亘理町 豊田市、東京都
	山元町 横浜市、茨城県
	七ヶ浜町 【新潟市】
	女川町 要請あり
	南三陸町 豊岡市、【横浜市】
	石巻地方 秋田市、横浜市、神奈川県内広域水道企業団、春日那珂川水道企業団、
	広域水道 さいたま市、八戸圏域水道企業団、大阪広域水道企業団
	企業団 【北見市、酒田市、川口市、北千葉広域水道企業団、武蔵野市、菊池市】
福島	県 千葉県、
	【埼玉県、三重県、大阪広域、愛知県、神奈川県、香川県、石川県、沖縄県】
他(石巻市、南三陸町)	南相馬市 【所沢市、七尾市】
	県 大阪広域水道企業団、【愛知県】
【現地水質検査チーム（水道技術研究センター、横浜市）】	

※青字は連絡協議会以外（知事会、市長会等）を通じた人的支援、【】内は現地を終了した支援

復興支援連絡協議会に参加する水道関係者のバックアップ

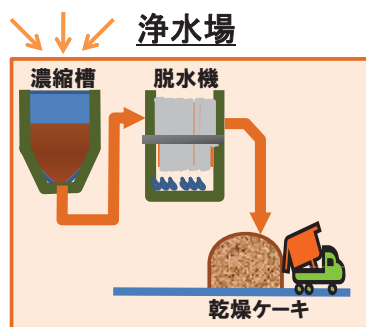
連絡協議会参加者

- ・有識者
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県
- ・日本水道協会（本部、盛岡市、仙台市他）
- ・水道技術研究センター
- ・全国上下水道コンサルタント協会
- ・厚生労働省

浄水発生土の処分等の概要

(¹³⁴Cs及び¹³⁷Csの合計濃度)

国(環境省)で処理



10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、
管理型処分場に仮置き

・8千～10万の最終的な処分について、
環境保全のあり方を引き続き検討

8千Bq/kg以下

(跡地利用を公園・広場等に限る場合)
管理型処分場に埋立処分

園芸土等の出荷自粛中の再利用用途について、
安全性を評価、一定濃度以下の発生土について
自粛を解除して再利用を促進していく

・公園・広場等以外の跡地利用は、
利用用途ごとに安全性を評価

クリアランスレベル以下※

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、
市場に流通する前にクリアランスレベル
以下になる物は利用可能

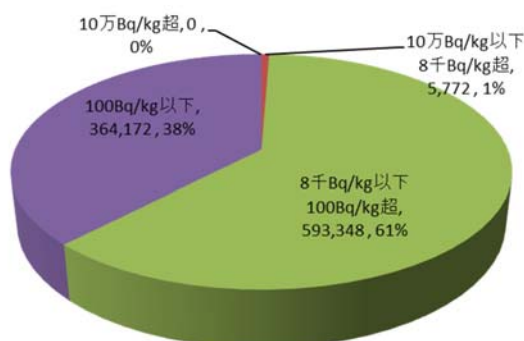
・園芸用土等の製品について、出荷
を自粛し、安全性を評価

※原子炉等規制法に定めるコン
クリート等のクリアランスレベル
は100Bq/kg

浄水発生土の放射性物質濃度の状況

(単位:トン) 平成26年2月9日時点

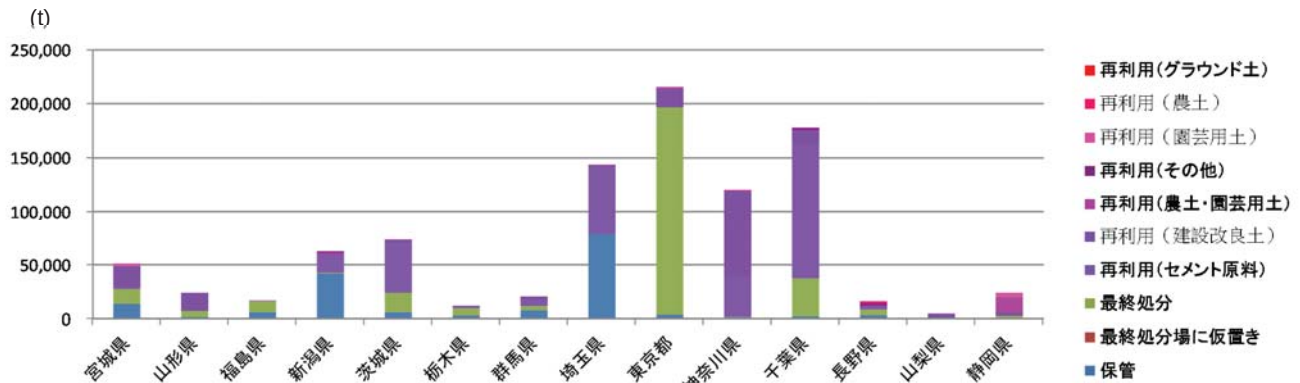
Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	1,011	25,130	25,048	51,190	3,240
山形県	0		5,495	18,399	23,894	9,373
福島県	0	2,469	13,465	846	16,780	1,600
新潟県	0	1,018	30,502	31,011	62,532	6,095
茨城県	0		57,960	15,494	73,454	609
栃木県	0	727	9,724	1,503	11,955	59
群馬県	0	546	18,182	1,781	20,508	20
埼玉県	0		111,670	32,116	143,786	275
東京都	0		170,310	45,497	215,806	65
神奈川県	0		22,765	97,519	120,284	813
千葉県	0		126,343	51,993	178,336	8,805
長野県	0		1,746	14,376	16,123	786
山梨県	0			4,644	4,644	0
静岡県	0		56	23,945	24,001	6
全体	0	5,772	593,348	364,172	963,292	31,745



浄水発生土の処分状況

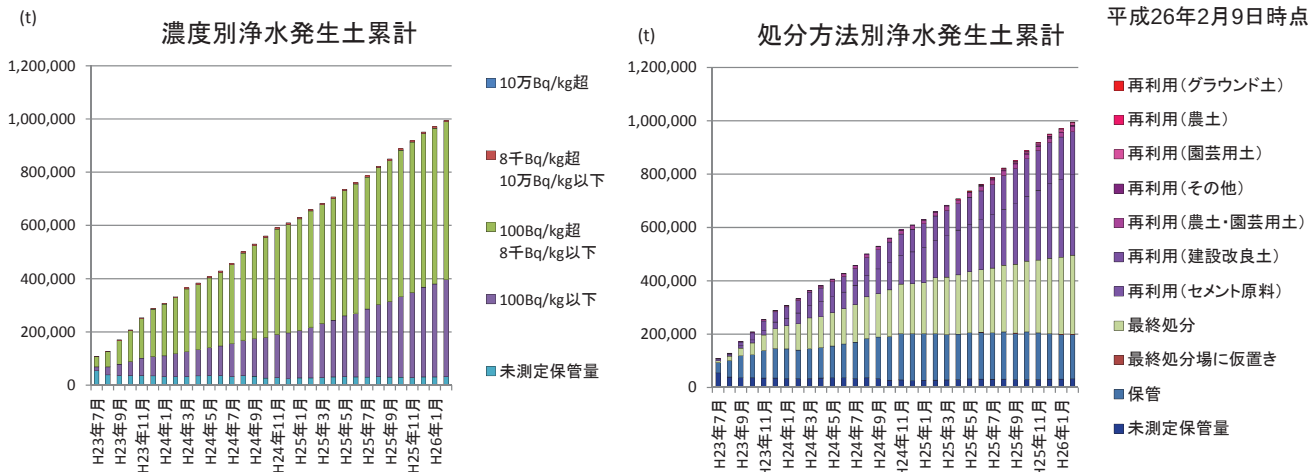
(単位:トン) 平成26年2月9日時点

	保管	最終処分場に 仮置き	最終処分	再利用(セメント原料)	再利用(建設改良土)	再利用(農土・園芸用土)	再利用(園芸用土)	再利用(グラウンド土)	再利用(農土)	再利用(その他)	計
宮城県	13,693		13,755	2,265	18,727			2,751			51,190
山形県	1,426		5,615		16,809	9				35	23,894
福島県	5,793		10,520		467						16,780
新潟県	41,766		897	16,796	418	1,288	9			1,357	62,532
茨城県	5,743		18,202	46,462	2,469					578	73,454
栃木県	2,780		6,880	2,296							11,955
群馬県	7,597		4,092	5,288	3,532						20,508
埼玉県	78,426		52	63,523	755	728				302	143,786
東京都	3,515		193,046		17,774		1,471				215,806
神奈川県	1,215		436	37,408	80,196	470	139		410	10	120,284
千葉県	1,909		35,386	125,125	13,551	40			160	2,165	178,336
長野県	2,949		5,449	2,030	1,715	58			2,028	1,894	16,123
山梨県	1,028				3,616						4,644
静岡県	413	21	1,941	396	3,014	13,760	4,455				24,001
全体	168,253	21	296,271	301,588	163,044	16,353	8,825		2,598	6,341	963,292



浄水発生土の放射性物質汚染への対応

平成26年2月9日時点



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用 等

放射性物質を含む浄水発生土の再利用指標

- セメント・コンクリート等 ⇒ 製品状態で100Bq/kg以下
- 農業用培土 ⇒ 製品状態で400Bq/kg以下
- 園芸用土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で400Bq/kg以下
- グラウンド土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で200Bq/kg以下

原子力損害賠償について

■ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

厚生労働省水道課 事務連絡		請求対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	【1回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	【賠償対象】 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲） 【先送り】 逸失利益（給水収益減等）、人件費、広報費用（摂取制限指示以外）
H24 8.30	【2回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	【3回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3回目）について	H24年 3月末	減収分（逸失利益）及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	【4回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始（4回目）について	H25年 3月末	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	H25年度以降に発生した水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方を提示

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能